

無料・低額診療とは

無料低額診療事業とは、低所得者などに医療機関が無料または低額な料金によって診療を行う事業です。厚生労働省は、「低所得者」「要保護者」「ホームレス」「DV被害者」「人身取引被害者」などの生計困難者が無料・低額診療の対象と説明しています。



お問い合わせ先

◎川久保病院 医療相談室
(盛岡市津志田26-30-1)
TEL:019-635-1305(代)
川久保病院HP



◎さわやかクリニック
(岩手町江刈内第10地割47-2)
TEL:0195-62-2043

無料・低額診療 のお知らせ



医療が必要で
経済的な理由により
医療費の支払いが困難な方に対し
減額や免除を行う制度です

お金がなくても
まず相談にいらしてください

盛岡医療生活協同組合
川久保病院
さわやかクリニック

対象となる方

- ① 医療費の支払いが困難（失業や病気で就労が難しいなど）で病院長が減免が必要と判断した方
- ② 保険証がない方・外国人やホームレスの方

減免の基準

・1か月の世帯収入がおおむね生活保護基準の
120%以下は全額免除

・1か月の世帯収入がおおむね生活保護基準の
140%以下は半額免除



利用の案内

1. 受付
病院医療相談室もしくは診療所受付にお声がけください
 2. 相談
相談員が経済状況や生活状況お話を伺います
 3. 申請
制度適用の判断を行います
 4. 決定
判断の結果をご本人様に文書で通知します
- 適用となれば医療費の自己負担分を減額または免除します。
まずは一度病院に電話や来院して相談ください。

減免の範囲

★外来
医療費の自己負担額
★入院
・入院費（薬・食事代含む）と病衣・オムツ代

※外来の調剤費・保険診療外（診断書代や予防接種料）は減免の対象にはなりません

モデルケース

盛岡市在住の場合

①高年齢者単身世帯【男性75歳】
1か月の世帯収入が65,470円
⇒全額免除
1か月の世帯収入が91,658円
⇒半額免除

②2人暮らし【母80歳・子55歳】
1か月の世帯収入が110,370円
⇒全額免除
1か月の世帯収入が154,518円⇒
半額免除